

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和8年6月26日（金曜日） 午後2時50分 ～ 午後3時5分

2 件名

花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

3 議事録

（伊藤総合政策部長）

3件目の花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画について担当課より説明をお願いいたします。

（阿部健康こども部長）

健康こども部の阿部と申します。3件目の花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきましてご説明をさせていただきます。

市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにするために、平成26年11月に「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

その後、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国においては、令和6年2月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定し、岩手県においても国の行動計画の改定を受けて令和7年3月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定したところです。

今回、市では新型インフルエンザ等特別措置法の規定により、岩手県が改定した県の行動計画に基づいて、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症危機に備え、平時の体制強化と有事の迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、市の行動計画について全面的な改定を行ったものです。

それでは、改定の内容について、担当課長より説明いたします。

（伊藤健康づくり課長）

本日のご説明は、お配りしております資料2によりご説明を申し上げます。それでは、お配りしております資料2「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要」をご覧ください。

1ページ目の「1. 背景」につきましては、先ほど健康こども部長が概要を申し上げましたので、「2. 改定のポイント」につきましてご説明いたします。市行動計画の策定根拠ではありますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」と申し上げます。）第8条「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」との規定に基づき、今回の市行動計画の改定にあたりましては、構成等を県行動計画に依拠し、全面改定を行いました。

本計画の改定に当たりましては、特措法において、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見を聴かなければならない、と規定されており、令和7年度に市の健康づくりに関する保健計画などを審議する「花巻市健康づくり推進協議会」、令和8年度には、花巻市医師会、岩手県中部保健所に対しそれぞれ説明、または文書による意見照会を行い、いただいた意見について検討のうえ修正を行ったものとなっております。

つづきまして、2ページ目の主な変更内容であります7点について、平成26年11月策定の計画と新しい計画との比較表でご説明いたします。

記載項目の1点目としまして、「対象疾患」についてです。右隣の白抜きの現計画の欄に記載のとおり、これまでの計画では新型インフルエンザがメインでしたが、右側の新計画では新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実したところでありまして、新たに感染症法第6条第8項に規定の指定感染症を追加しました。

2点目は「発生段階と対策段階」についてです。これまでの計画では、新型インフルエンザ等対策は感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、発生段階別に6段階を設定したところですが、新計画では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、対策段階として準備期、初動期、対応期の3期を設定したところです。

3点目の「平時の準備」につきましては、これまでの計画では未発生期の取組として記載していましたが、新計画では準備期の取組として記載を充実しました。具体的には、実践的な訓練の実施や、県からの要請による保健所の体制整備への協力、感染症対策物資等の備蓄等について、新たに記載しております。

4点目は「対策項目」についてです。これまでの7項目から、新型コロナ対応で課題となりました項目を中心に、項目を独立させ8項目に拡充しました。具体的には、これまでの計画での「サーベイランス・情報収集」を削除するとともに、新たに「保健」と「物資」について項目を設けました。

5点目の「横断的な視点」につきましては、各対策項目に共通する横断的な取組として、新たに人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進の3つの視点を設定しました。

6点目の「複数の感染拡大への対応」としましては、これまでの計画では、比較的短期の収束を前提としておりましたが、新しい計画では、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の切替についても記載しました。

7点目の「実効性の確保」としましては、政府行動計画及び県行動計画のおおむね6年ごとに実施される定期的な改定を踏まえ、市行動計画の必要な見直しを行うことを記載したところであります。

3ページ目をお開き願います。計画の概要につきましてご説明いたします。新しい計画は、第1部から第3部で構成されておまして、第1部は「新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画」としまして、第1章では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等として、特措法において対象とする疾患等について記載しており、第2章では、市行動計画の策定と感染症危機対応として、市行動計画の策定経緯や改定目的等について記載しております。

第2部では、「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」としまして、第1章に、「新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方」として、準備期、初動期、対応期ごとの対策の考え方や方針、対策推進のための国、県、市、医療機関等の役割分担等について記載しております。

第2章の「新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点」では、対策項目8項目についての説明や、先ほど申しあげました複数の対策項目に共通する3つの横断的視点について記載しております。

第3章「市行動計画の実効性を確保するための取組等」では、訓練や研修等の取組を通じ平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持や、政府行動計画および県行動計画の改定と合わせた必要な見直しについて記載しております。

4ページからは、第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」としまして、対策項目8項目であります「実施体制」「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」「まん延防止」「ワクチン」「医療」「保健」「物資」「市民の生活及び地域経済の安定の確保」の対策項目ごとに1つの章として、それぞれの章ごとに準備期、初動期、対応期における主な取組内容を記載しております。

各対策項目の全部の章についての説明は割愛させていただきますが、新計画で新たに追加しました第6章「保健」と第7章「物資」について説明いたします。資料の6ページをお開き願います。

第6章「保健」の概要ですが、1点目に保健所の体制整備のため、応援派遣要請等に対する協力。2点目として保健所等と連携し健康観察や生活支援等の感染症対応業務を実施することについて記載しております。右側の対策段階ごとの主な内容としましては、準備期では保健所の体制整備への協力、初動期では有事体制への移行の準備、対応期では有事体制への移行、健康観察及び生活支援の実施について記載しております。

第7章「物資」では、感染症対策物資等の備蓄の推進や、本備蓄が災害対策基本法第49条の規定による防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることが可能であることについて記載しており、右側の対策段階ごとの主な内容として、準備期では感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況等の確認、初動期および対応期では感染症対策物資等の備蓄状況等の確認と円滑な供給に向けた準備について記載しております。

資料の7ページは参考といたしまして、新型インフルエンザ等対策における危機管理体制として、準備期・初動期・対応期における市及び国・県の主な対応や、国県市の「対策本部」の設置及び廃止のタイミングなどをイメージとして記載しております。

以上で、「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要」についての説明を終わらせていただきます。

(伊藤総合政策部長)

担当課からの説明が終わりました。ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

(照井明子議員)

情報提供といいますか意見として捉えていただきたいと思います。

私は岩手中部水道企業団議会の議員をしていますが、新型コロナウイルスがまん延したと

きに、岩手中部水道企業団では、水道料金を滞納している世帯に対して水道の給水停止を行っておりました。

新型インフルエンザ等対策行動計画には、市民の役割として換気、マスク着用、咳エチケット、手洗いなどの感染予防対策が記載されていますね。このような感染予防対策がしっかり出来ないと新型インフルエンザや新型コロナウイルスのまん延は防ぐことができないと私は捉えております。

国では、その当時、給水停止に対して減免ができるよう予算措置がされていましたが、残念ながら岩手中部水道企業団は2市1町の企業団であり、各自治体との協議が必要であったため、減免措置は取られませんでした。非常に立派な行動計画であっても手洗いなどの予防ができないということであれば、絵に描いた餅になると思います。

市は、水道企業団のような関係機関とも調整・協議を行いながら対策を進めていくことができれば、市民も感染対策に協力します。そうした市民の協力がなければ実現できない行動計画だと思いますので、情報提供いたしました。

(阿部健康こども部長)

貴重なご意見に感謝申し上げます。

市だけではできないことがございますので、岩手県中部保健所や県とも連携しながら今回いただいたご意見等も含めまして情報収集に努めます。

保健所等の関係機関からは、市の役割は市民への情報提供であるとお聞きしているところでありますので、コロナ禍においては、感染予防の呼びかけなどチラシやいろいろなメディアを活用し行ってきたところでございます。

今後も引き続き情報収集を行い、市民に対し感染予防対策を周知してまいります。

(伊藤総合政策部長)

その他ご質問ある方いらっしゃいませんか。それでは、質疑の時間を終了させていただきます。きまして、本日の議会説明会について終了させていただきます。ありがとうございました。